

告 発 状

年 月 日

宮崎地方検察庁

竹中理比古検事正 殿

代表告発人 黒木 紹光

告 発 人 住 所 宮崎県日向市浜町3丁目29番地
氏 名 黒木紹光
電 話 0982-95-0002

その他告発人 添付目録に記載

被告発人 住 所 宮崎市橘通東2丁目10番1号（勤務先）
氏 名 宮崎県知事 河野俊嗣

第1 告発の趣旨

被告発人の下記告発事実に記載の所為は、犯人隠避罪（刑法第103条）及び背任罪（刑法第247条）に該当するので、厳重な処罰を求め告発する。

第2 告発事実

被告発人河野俊嗣は、株式会社コーソクによる不正軽油製造使用すなわち県税脱税の事実を知りながら、職員に命じて黙認させ、適切な徴税及び監督業務を怠ったばかりか、株式会社コーソクの犯罪捜査を意図的に回避することで犯人を隠避し、さらに、本来収納できるところの多額の県税及び数億円に上る罰金を喪失させ、株式会社コーソクの利益を図り、宮崎県に多額の損害を与える背任行為をした。

第3 告発に至る経緯

1 情報提供者

元〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 日向市〇〇〇〇〇〇〇

元コーソク従業員 〇〇〇〇 日向市〇〇〇〇〇〇〇

元コーソク従業員 〇〇〇〇 日向市〇〇〇〇〇〇〇

2 告発の根拠

(1) 情報提供

告発人黒木紹光は、平成30年12月と平成31年1月、知人〇〇〇〇の依頼で、数回に渡り元コーソク従業員〇〇〇〇らの相談にのり、その時、コーソクの数々の違法行為（労働基準法違反、都市計画法違反（違法開発行為）、産業廃棄物（生コン残渣、砕石工程残渣、建築物解体くず、廃タイヤ）不法投棄、トラック過積載、トラック定期点検不正）について聞いた。

一方、〇〇〇〇と〇〇〇〇は、平成31年1月末頃、元コーソク従業員でタンクローリーの運転手だった〇〇〇〇から、コーソクが昔から不正軽油製造使用をしていることを聞いた。証言によると、コーソクは、長年輕油に灯油を50%ミックスして重機の燃料として用いてきた。トラック燃料に不正軽油を使用しないのは、違反がばれないように抜き打ち検査を避けるためであり、重機のみで使用してきた。タンクローリーには、本社で半分の軽油を給油し、コーソクが所有するENEOS日向木協SS（日向市日知屋16464-8）に帰り、積載量の残り半分の灯油を給油し、不正軽油を製造するということがあった。

〇〇〇〇は、この証言をひそかに録音し、平成31年2月頃、宮崎県警と県税事務所に持ち込んだ。情報提供を受けた県税事務所は、その後間もなく調査を開始した。

(2) 推移

平成31年4月15日朝、〇〇〇〇がコーソクが経営するENEOS日向木協SS（日向市日知屋16464-8）の西向かいあるパン屋にいたところ、偶然同店舗駐車場に2名の県税事務所職員（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）もいた。間もなく、コーソクのタンクローリーが木協SSに来て灯油を給油したので尾行することにした。尾行の途中で交差点の赤信号で停止した時、県税事務所職員の車と横並びになり、この時同様に尾行していることが分かり、県税事務所職員が車の中から手を振るので早川関男は手を振って答えた。その時、〇〇〇〇は、タンクローリーが現場で重機に給油している写真を撮った。清主事からその日に電話があり、その写真を提供して欲しいと頼まれたので送った。

また、平成31年4月、県税事務所職員2名（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）は、元タンクローリー運転手〇〇〇〇の現在の勤務先を訪れ、事務所で約30分間面談した。不正軽油に関わる仕事内容やタンクローリーの管理に関することなどをヒアリングした。この時、二人は、〇〇〇〇に、「不正軽油は重機に使用する場合でも関係なく脱税になります。完全にアウトですよ」と言って説明した。

5月末、県税事務所職員2名（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）は、〇〇〇〇に対して「調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と報告した。

ところが、〇〇〇〇は、7月12日、社民党県議会議員太田清海氏より、太田氏が本件について県税事務所職員4名から面談で聞き取った内容の報告を受けたが、県税事務所職員は、太田氏に対して「大した脱税額でもないんですよ。」と説明した。つまり、1ヶ月余りの間に、県税事務所の態度は豹変した。

また、この頃、県税事務所職員は、〇〇〇〇に対して「また、何か新しい事実が分ったら連絡をください。」と言った。

（3）コーソク社長の放言

一方、7月初め、コーソク西村賢一社長が、最初に私と知人に内部情報を提供した元従業員〇〇〇〇の自宅にやってきて、「お前がいろいろ内部情報を流しているだろう。県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」と豪語した。

（4）被告発人の事実把握と真実

告発人黒木紹光は、2019年5月18日付で被告発人河野俊嗣に本件犯罪（不正軽油製造使用）情報を提供する書簡（資料①）を送った。つまり、被告発人は、この時点で、コーソクによる不正軽油製造使用について把握している。当然、この重要情報について、県税事務所からも前述した調査結果報告を受けている筈である。

県税事務所は、〇〇〇〇から情報提供を受けて、自ら度々日向市を訪れて調査し、実行犯である元タンクローリー運転手〇〇〇〇からも聞き取りをし、「調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。」と言いながら、その後1ヶ月余りの間に「大した脱税額でもないんですよ。」というほど豹変した。コーソク西村賢一社長の「県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」という台詞と重ね合わせると、県が、コーソクの犯罪（脱税）を黙認したことは間違いない。

そして、犯罪（脱税）の黙認を決定し、揉み消しを指示したのは誰かを推察すれば、そのような大胆不敵なことができるほど大きな権力を持つ人間は、宮崎県には宮崎県知

事河野俊嗣ひとりしかいない。

(5) 2通の「証言記録」

告発人黒木紹光は、事の真偽を確認するため、令和2年4月初め、〇〇〇〇と会い、改めて〇〇〇〇が本件事件に関わった内容を聞き取り、4月5日「証言記録（資料②）」を作成した。

「証言記録」に記載の通り、〇〇〇〇は、県税事務所に不正軽油製造使用の情報提供をし、県税事務所職員の甲斐勝久副主幹と清勝成主事と何度となく電話と直接会ってやり取りをした。「証言記録」に記載されたやり取りの記録は、そのまま、県が不正軽油製造使用事件にどのように対応したかを示すものである。

また、告発人黒木紹光は、事の真偽を確認するため、令和2年8月24日、元タンクローリー運転手〇〇〇〇と会い、改めて〇〇〇〇が本件事件に関わった内容を聞き取り（資料⑥DVD）、8月27日「証言記録（資料③）」を作成した。

「証言記録」に記載の通り、甲斐勝久副主幹と清勝成主事は、令和元年4月、直接〇〇〇〇に犯罪行為を確認している。そして、こうした調査を経て、〇〇〇〇に「調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。」と報告した訳である。

(6) 被告発人の対応が示すこと

告発人黒木紹光は、以上の事実を踏まえて、令和2年9月2日、被告発人河野俊嗣に「要請書（資料④）」、9月18日「質問状（資料⑤）」を提出した。それに対し、県から10月1日付「回答書（資料⑦）」が送ってきたが、そこには、被告発人河野俊嗣の指示に基づいて回答したと記載されている。

その内容は、〇〇〇〇「証言記録」記載の事実を否定するものだったが、〇〇〇〇に見せると、「（回答内容は）ウソだ。」と言った。（資料⑥DVD）

令和2年10月8日、告発人福田昇、黒木紹光他2名は、県職員4名と「回答書」について質疑応答をし、その場で、「追加質問及び要請書（資料⑧）」を提出した。質疑応答は、被告発人河野俊嗣が、ひたすら犯罪揉み消し行為を隠蔽しようとしていることを示すものだった。

10月16日、告発人黒木紹光他1名は、「再回答書（資料⑨）」を受け取りに、再び県庁を訪れた。質疑応答開始5分程度、対応していた税務課本田課長補佐が、突然「これが県としての最終回答です。知事副知事にも了解をもらっています。これ以上質問には答えるつもりはありません。直ちにそれ（回答書）をもってお引取りください。退去を要求します。退去時間を5分差し上げます。5分以内に退去をお願いします。われわ

れとしては、これ以上説明することはありません。以上」と言って、テーブルについていた6名全員が揃って席を立った。これで、県（知事）による犯罪揉み消し事実の隠蔽が決定的になった。

第4 犯罪事実

1 犯人隠避罪（刑法第103条）

（1）大坪弘道元大阪地検特捜部長犯人隠避罪事件

所謂村木厚子郵便不正事件を舞台とした大阪地検特捜部証拠改ざん事件において、大坪弘道元大阪地検特捜部長は、大阪地裁に懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を言い渡された。容疑は、犯人隠避の罪であり、前記事件の捜査において、主任検事の前田が故意に証拠の改ざんを行ったことを知りながら、これを隠したとするものである。

判決は、次のように述べている。

「故意または過失のいずれの場合であっても、前田個人にとどまらず検察庁全体に対する信頼を大きく傷付け、刑事司法の威信をも損なうおそれのある重大な不祥事になることは必定というべきである。したがって、いずれにしても、前田の直属の上司である被告人兩名としては、前田による職務犯罪ないし事務過誤の詳細を早急に明らかにして、検察庁ないし刑事司法の自浄作用を迅速に機能させることにより、検察庁に対する信頼や刑事司法の威信をできるだけ保持するとともに、同事件に関する公正な公判審理を早期に進行させるためにも、その全容の解明が急務であった。」

つまり、判決は、「仮に過失であったとしても、大坪氏・佐賀氏は、前田による職務犯罪ないし事務過誤の詳細を早急に明らかにすべきだった。FDデータ改変問題を把握していながら、その問題の全容を解明して村木事件公判に反映させることなく、有罪をめざした公判活動を継続しようとする事自体が許されない。」と述べているのである。

（2）被告発人河野俊嗣による犯人隠避指示

さて、本件において、被告発人は、2019年5月18日付書簡（資料①）と部下の報告によって、株式会社コーソクによる不正軽油製造使用の事実を、遅くとも2019年5月には知っていた。県知事という立場から、株式会社コーソクに対して処分し及び徴税者として告訴すべきであったことは当然である。

しかし、処分も告訴もしなかった。逆に、部下に命じて、「大した脱税額ではない」という不当な理由で黙認させた。黙認の決定は、県においては知事である被告発人のみができる決定であり、処分及び告訴すべき立場から言えば、大坪弘道元大阪地検特捜部長

による不作為と同等かそれ以上である。そして、処分及び告訴をしないまま令和2年10月まで約1年5ヶ月間不作為を継続していながら、犯罪の黙認が示すコーソクとの癒着関係及び犯罪もみ消しの事実を根拠なく否定する（令和2年10月16日「再回答書（資料⑧）」）など、確信犯であることは火を見るより明らかである。

したがって、全権を持つ被告発人が、部下に犯人隠避となる不作為を命じたことは間違いなく、犯人隠避罪に該当する。

2 背任罪（刑法第247条）

（1） 県が被った損害

株式会社コーソクによる不正軽油製造使用は、軽油引取税の脱税である。その脱税額は、元タンクローリー運転手〇〇〇〇の証言によると、年間約600万円（32.1円×625リットル×6日×50週）である。これを推定で15年間継続している場合、9000万円となる。また、軽油引取税法第144条の33より、不正軽油製造の場合3億円以下の罰金、不正軽油を運搬、販売等した場合1億円以下の罰金が課せられる。

したがって、県が被った損害は、合わせて3～5億円程度と考えられる。

（2） 背任罪の要件を満たす意思決定

被告発人は、第三者である株式会社コーソクの利益を図る目的（図利目的）で、徴税の任務に背き、徴税及び処分をしない不作為（任務違背行為）に及んだ。この結果、県に（1）の損害が生じることは客観的に明らかであるから、背任罪に該当する。

第5 立証方法（添付資料）

- ① 「コーソク不正軽油事件について」（A4×1）
- ② 「〇〇〇〇証言記録」（A4×8）
- ③ 「〇〇〇〇証言記録」（A4×3）
- ④ 「要請書」（A4×4）
- ⑤ 「質問状」（A4×1）
- ⑥ 会話録音DVD
- ⑦ 「回答書」（A4×2）
- ⑧ 「追加質問及び要請」（A4×1）
- ⑨ 「再回答書」（A4×1）

以上